

令和6年度小学生Ruby教室事務局運営業務 企画提案説明書

令和6年4月23日

1. 目的

県内の小学生を対象に、プログラミングをはじめとする IT 技術に幅広く触れる機会を提供することで、受講者の IT 技術に対する興味・関心を高め、将来の島根県の IT 産業を担う人材の裾野拡大を図る。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	令和6年度小学生Ruby教室事務局運営業務
(2)委託期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
(3)業務の内容	別添仕様書に定める業務の内容のとおり

3. 応募資格

- (1) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 島根県との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 島根県税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和6年4月23日(火)～令和6年4月30日(火)17時まで ※企画提案説明書は、島根県のHPで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2) 企画提案の参加申込書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加申込書(様式1)を令和6年4月30日(火)午後5時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) 参加資格通知予定日	令和6年5月7日(火)
(4) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、企画提案質問書(様式3)にて令和6年5月1日(水)正午までに持参またはFAXにより提出すること。
(5) 質疑の回答方法	企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案参加申込書に記載された連絡担当者に対して、FAXにより送信するので必ずFAX番号を記載すること。 なお、FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(6) 質疑の回答予定日	令和6年5月8日(水)
(7) 企画提案書提出期限	令和6年5月10日(金) ※詳細は5の(2)による
(8) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案参加表明書提出者に別途通知する。
(9) 提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(10) 委託予定事業者の決定	令和6年5月下旬
<p>○提出先及び問い合わせ先</p> <p>島根県商工労働部産業振興課 産業デジタル推進室 担当：日下 穂南 〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本館2階) TEL：0852-22-5621 FAX：0852-22-5638 Mail：kusaka-honami@pref.shimane.lg.jp</p>	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	①企画提案書（様式2）により作成する。 ②用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。（図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。）
(2) 提出方法	①令和6年5月10日（金）17時までに持参又は郵送（郵便書留）により提出すること。 ②提出部数：5部
(3) その他の書類	・見積書を1部提出すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	①参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ・作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ・虚偽の内容が記載されているもの ②提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ③企画提案の採否は、文書で通知する。 ④採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。 ⑤本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託予定事業者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合、委託予定事業者を選定しないことがある。
(2) 審査基準	以下の審査項目によって審査を行う。（合計110点） ① 事業の概要（配点20点） 島根県のIT産業が持続的に発展するための人材育成としての本事業の位置づけを理解しているか。 ② 実施手段・方法（配点30点） 業務の内容を踏まえた上で、実施手段・方法が具体的に提案されているか。また、講座アシスタントに対する事前準備（確保手段、事前レクリエーション等）等が適切に計画されているか。 ③ 情報発信（配点20点） 小学生Ruby教室参加者及びその保護者向けにプログラミングへの興味・関心の向上及び県内IT企業についての認知を高める企画が提案されているか。 ④ 実施体制（配点20点） 業務を実施するための十分な体制が整っているか。従事者に本業務を実施する能力・経験が豊富であるか。 ⑤ 追加提案（自由提案）（配点10点） 本事業の目的を達成するために効果的な提案がされているか。 ⑥ しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。（配点 いずれかに該当：5点 両方に該当：10点）
(3) 応募者への採否通知	令和6年6月初旬までに、提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日～令和7年3月31日
(2) 委託料上限額	3,263千円（消費税及び地方消費税を含む）
(3) 契約方法	委託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。 ただし、契約に基づき概算払することができる。
(5) 一括下請等の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、契約保証金の納付について、島根県会計規則第69条の2に該当する場合は免除される場合がある。
(7) 著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。
(8) 個人情報の保護	本業務は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。
(9) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。